

# 第1章 災害時の聴覚障害者対策本部の設置

地震、水害など大規模災害が発生した場合、過去に発生した阪神淡路大震災、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、台風23号などの災害における対応を参考に、聴覚障害者支援のための「全国本部」並びに「現地対策本部」を速やかに設置することが大切です。

設置にあたっては「災害対策本部設置要綱(見本)」を参考に、次の点に留意してください。

## <1>聴覚障害者災害対策本部の組織

### (1)全国本部

全国本部の主な構成団体は次のような聴覚障害者関係団体が考えられます。

全日本ろうあ連盟

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

全国手話通訳問題研究会

全国要約筆記問題研究会

日本手話通訳士協会

全国聴覚障害者情報提供施設協議会

CS障害者放送統一機構

全国ろう児をもつ親の会

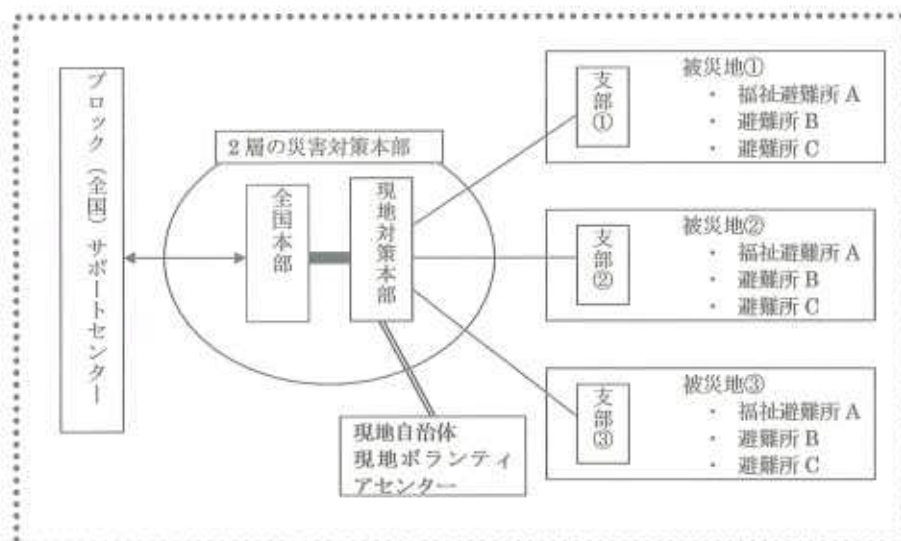
全国難聴児を持つ親の会

全国ろう重複障害者施設連絡協議会

高齢聴覚障害者福祉施設関係団体

聴覚障害者の医療に関心をもつ医療関係者のネットワーク

日本補聴器販売店協会



(2) 現地対策本部

現地対策本部の主な構成団体は次のような団体が考えられます。

●全国組織の傘下団体等

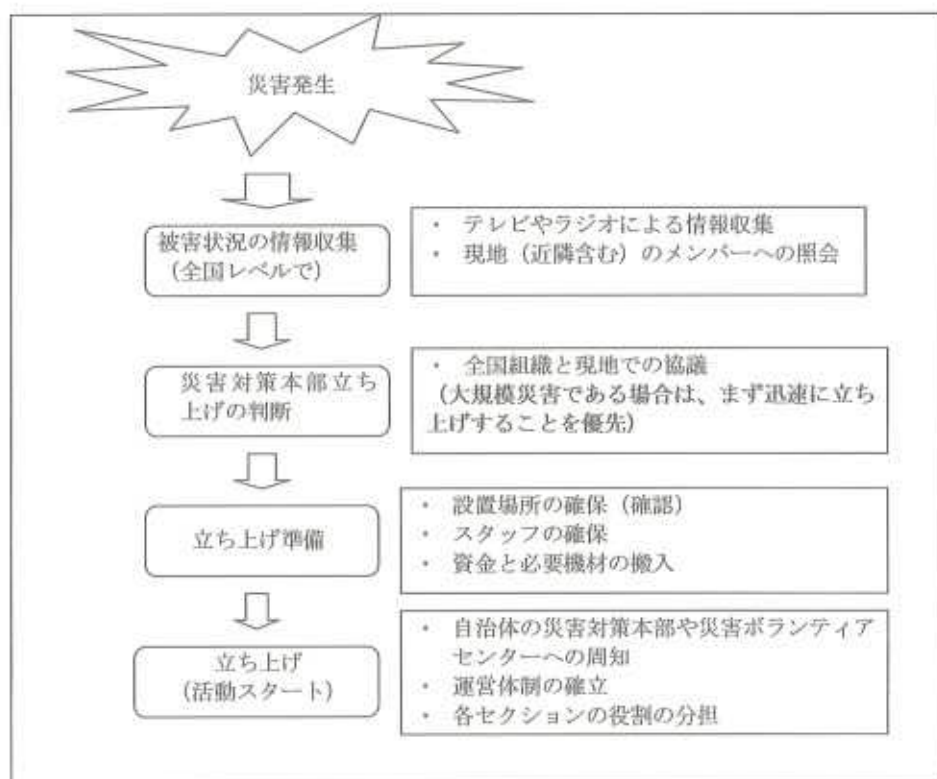
- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| 全日本ろうあ連盟    | 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 |
| 全国手話通訳問題研究会 | 全国要約筆記問題研究会       |
| 全国ろう児をもつ親の会 | 全国難聴児を持つ親の会       |

- 聴覚障害者情報提供施設    ●手話サークル連絡会    ●そのほかの地元関係組織

<2> 設置の手続き

(1) 全国規模での対策本部は、聴覚障害者関係団体の協議のもとに設置を決定しましょう。また、設置にあたっては厚生労働省地域生活支援室や災害発生地自治体との連携に留意してください。対策本部は日頃の活動との連携を考慮し、関係団体事務所に設置することが望ましいと思われます。

(2) 現地対策本部は災害発生の聴覚障害者団体の事務所、あるいは聴覚障害者情報提供施設などの公共施設内に設置することが望ましいと思われます。設置にあたっては現地の関係団体の協議にもとづいて設置することとし、行政が設置する災害対策本部、報道機関、医療機関、社会福祉協議会などとの密接な連携を図るようにしてください。



### <3> 聴覚障害者災害対策本部の役割

#### (1) 全国本部

- ア 情報の収集と発信
- イ 安否確認の問い合わせへの対応
- ウ 報道機関などへの要請、対応
- エ 支援行動隊の組織
- オ 義援金、救援物資の呼びかけ、仲介
- カ 住まいの確保に関する調整(施設への一時入所などを含む)
- キ そのほか

#### (2) 現地対策本部

- ア 災害情報や地域の被害情報などの収集と発信
- イ 関係団体構成員や関係者などの安否、被害状況の確認
- ウ 自治体・消防・防災関係機関との連絡、調整、支援要請
- エ 救援情報の収集と提供
  - 住宅、医療、生活、コミュニケーション支援、福祉避難所、義援金など
- オ 被災児・者のニーズ調査
- カ 支援物資の受け渡し
- キ 支援行動隊の受け入れ
- ク そのほか



「目で聴くテレビ」2005年12月7日の訓練生中継より

### 留意事項

災害時の安否確認などに各団体の会員名簿を活用することについては、個人情報保護の観点から、事前に説明し、了解を取っておくことが大切です。

たとえば、団体会費を徴収する際に、領収書に次のような同意文を入れておくこともよいでしょう。

#### 【例文】

「私は、私が所属する団体や市町村、自主防災組織などがおこなう災害時の援護・支援活動、また事前対策の検討や防災訓練のために、私に関する情報を用いることに同意します」

#### <4> 現地对策本部の構成員

##### (1) 派遣を求める関係団体職員、手話通訳者、要約筆記者の条件

- ア プライバシーの保護に十分な配慮が可能なこと
- イ コミュニケーションが十分に可能なこと(手話通訳者、要約筆記者、手話通訳士)
- ウ 相談内容の整理が可能であること(報告書の適切な記入を含む)
- エ 聴覚障害者からの要望に対して一定の判断が可能であること

##### (2) 派遣が求められるボランティアの条件

- ア 聴覚障害者とともに必要な場所に物資の輸送が可能であること
- イ 仮設住宅などへの引っ越しの援助が可能であること
- ウ “自己完結型”の日帰り活動を基本とするのが望ましい

##### (3) 現地对策本部には統轄責任者を決めておくこと

##### (4) 構成員は不規則で困難な活動に従事するので、医療関係者と連携し、構成員の健康管理に注意すること



## <5> 現地対策本部と関係機関との関係

### (1) それぞれの自治体の地域防災計画との関係

各市町村では地域防災計画が決められています。その計画のなかに聴覚障害者現地対策本部の設置や活動、聴覚障害者用福祉避難所などの聴覚障害者対策が位置づけられるよう、事前の要望と十分な協議が必要です。

特に、自治体などが直接責任を持つ課題、聴覚障害者関係団体が自治体などからの委託を受けておこなう課題、聴覚障害者関係団体が独自におこなう課題について、それぞれを明確にしておくことが大切です。聴覚障害者現地対策本部や聴覚障害者用福祉避難所の準備・活動に関する費用負担についても、自治体などとよく相談しましょう。

### (2) 他の自治体などに支援を要請する場合

他の自治体などから手話通訳者や要約筆記者などの派遣を要請する場合は、被災地の自治体から関係自治体に対し「協力依頼文」を送付してもらうように要請しましょう。

(13ページの協力依頼文の見本を参照してください)

### (3) 他の福祉団体やボランティア団体との協力

社会福祉協議会などの障害者福祉関係団体や災害ボランティア団体などと情報を共有し、密接に連携していくことが大切です。



## 全国規模での災害対策本部設置要綱（見本）

### 1 趣 旨

この要綱は、全国規模での災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 準備体制

- (1) 全国的規模での支援が必要な災害が発生した場合、または発生が予測される場合、該当団体関係者は関係団体の協議にもとづき参集する。
- (2) 災害対策及び本部設置の要否について判断を行うため、\_\_\_\_\_は、関係団体の責任者を通じて必要な情報収集を行い、団体長に報告する。
- (3) 本部設置に至らない場合、\_\_\_\_\_は必要な対応を配するよう関係団体長に要請する。

### 3 本部の設置

- (1) 団体長は\_\_\_\_\_からの報告を受け、必要があると認めるときは、本部の設置を命じる。
- (2) 本部の設置場所  
本部は、\_\_\_\_\_に設置する。但し、\_\_\_\_\_の被災状況等によっては別の場所に設置することがある。
- (3) 本部設置の通知  
本部を設置する場合、関係団体及び機関にその旨を通知する。

### 4 本部の組織

#### (1) 本部長

本部長は\_\_\_\_\_がこれに当たる。

本部長は本部の運営を統括する。

本部長・の参集が難しい場合、\_\_\_\_\_が代行するものとする。

#### (2) 本部員

本部運営の責任を担う本部員として下記の職員がこれに当たる。本部員に事故等あるときは、本部長が指名する職員が代理するものとする。

関係団体役員・職員	ボランティア	行政関係者
その他		

5 本部会議

本部の運営を円滑に行うため随時本部会議を設置する。

6 現地対策本部との関係について

- (1) 状況に応じ、必要な場合は、特定の施設に現地対策本部を設置することがある。
- (2) 現地対策推進部は主に管内の災害支援に従事する。

7 事業所の活動について

全国の聴覚障害者情報提供施設、高齢聴覚障害者施設、ろう重複障害者施設等の各事業所の職員は、本部または現地対策推進室と連携して、主にその周辺地域の住民に関わる災害対策活動に当たるものとする。

8 時期区分による本部の組織・推進体制の改組

本部の組織と推進体制は、発災時、復旧期、復興期の各段階において必要な対策に応じ改組するものとする。

9 本部の閉鎖

災害による被害が解消に向かい、概ね本部として行う災害対策が完了し、特に本部体制を維持することが必要でない段階になった場合には、本部長の命を受け本部を閉鎖するものとする。但し、この場合でも、状況に応じ担当部において必要な対応を継続するものとする。

10 細則の策定

本部の設置及び運営に関わる詳細は、別に定めることができる。

11 付 則

この要綱は、平成 年 月 日より施行する。

(現地対策本部の設置要綱についてもこれを参考に作成してください)

